

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

教育委員会

○職員懲戒処分

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十四号

職員の懲戒に関する条例（昭和二十六年宮城県条例第五十二号）第三条第二項の規定により、職員の懲戒処分について、次のとおり告示する。

令和五年十一月二十二日

宮城県教育委員会

教育長 佐藤 靖彦

一 被処分者

宮城県白石工業高等学校主査 佐々木 敬次

二 処分内容

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十九条第一項各号の規定により懲戒処分として免職する。ただし、令和五年十二月七日付けでこの処分の効力が生ずるものとする。

三 処分事由

学校徴収金の私的流用

四 教 示

1 この処分について不服があるときは、令和五年十二月七日から起算して三月以内に宮城県人事委員会に対して審査請求をすることができる。

2 この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に宮城県を被告として仙台地方裁

判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができる。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができる。

(一) 審査請求をした日から三月を経過しても裁決がないとき。

(二) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(三) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。